

斜面緑地の保全基準

(1)適用範囲

条例第2条第1項第1号に規定する開発事業で開発の規模が3,000平方メートル以上のもの。

(2)斜面緑地の保全割合

ア.開発行為区域内に、樹林地等の斜面緑地がある場合に開発事業区域の20%を目標に可能なかぎり山林として保全する。

イ.開発事業区域内に目標の20%の斜面緑地を保全できない場合は、開発事業隣接地に確保することができる。

ウ.前各号に定める基準によりがたい時は、宅地内石積み等を地被植物などで緑化しなければならない。

(3)斜面緑地の形態

ア.斜面緑地の敷地は極力まとまりある形とし、当該開発行為により設置される公園や、開発区域周辺の公園・斜面緑地の配置を考慮すること。

イ.斜面緑地は、既存の樹林等を保全することが基本であるが、防災工事等でやむなく保全できない場合は、ポット苗により樹林の復元を図らなければならない。

ウ.維持管理及び危険防止の観点から、必要に応じて適切な柵等を設けなければならない。

※この基準は、平成27年7月1日より施行。

施行日前の基準については、自然環境共生課までご確認ください。

お問い合わせ

[建設部自然環境共生課](#)

横須賀市小川町11番地 本館2号館6階<郵便物：「〒238-8550 自然環境共生課」で届きます>

電話番号：046-822-9553

ファクス：046-821-1523